平成 26 年１月 名古屋港審議会専門部会会議録

１　開催日時　　平成 26 年１月 30 日（木）　午前９時 45 分～午前 10 時 11 分

２　開催場所　　アイリス愛知２階　コスモス

３　出席者氏名　（50 音順、敬称略）

部会長　黒　田　達　朗　（名古屋大学大学院環境学研究科教授）

青　山　公　平　（全日本港湾労働組合東海地方名古屋支部執行委員長）

荻　原　　茂　（名古屋港運協会会長）

小和田　　亮　（港湾空港技術振興会会長）

久　野　浩　平　（名古屋港管理組合議会議長）

黒　川　節　男　（名古屋港管理組合議会副議長）

白　石　好　孝　（東海倉庫協会会長）

田　宮　正　道　（名古屋市住宅都市局長）

野　俣　光　孝　（中部運輸局長）

平　井　雄　二　（愛知県建設部長）

宮　部　　基　（名古屋海運協会会長）

八　鍬　　隆　（中部地方整備局長）

（委任状提出）

下　野　哲　裕　（名古屋港長）

（名古屋港管理組合出席者）

専任副管理者	近　藤　隆　之
企画調整室長	錦　見　桂　司
総務部長	森　　俊　裕
港営部長	中　山　武　彦
建設部長	惠飛須　　朗
企画調整室総合調整担当理事	北　山　　斉
企画調整室次長	村　上　耕　一
企画調整室政策推進担当参事	足　立　真　宏
総務部県市政策調整担当参事	横　山　辰　夫

会　　議

［開会の辞］

○司会者・柴垣調整担当課長　　皆様、おはようございます。本日は、早朝よりお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから名古屋港審議会専門部会を開催させていただきます。

私は、本審議会の事務局を務めております企画調整室調整担当課長の柴垣でございます。よろしくお願いいたします。

では、座りまして進めさせていただきます。

本来ですとご出席の委員皆様方をご紹介させていただくのが本意ではございますけれども、お時間の都合もございますので、お手元に配付させていただきました名簿及び席次をもちましてご紹介にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、ご発言の際には、恐れ入りますが、会議録作成上、お名前をおっしゃっていただけますと幸いでございます。

また、当専門部会の議事進行につきましては、名古屋港審議会条例の定めによりまして、部会長が務めることとなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

早速ではございますが、部会長からのごあいさつをもちまして、会議に入らせていただきます。

部会長、よろしくお願いいたします。

［部会長あいさつ］

○黒田部会長　　皆様、おはようございます。今日は、大変お寒い中、そしてまた足元の悪い中、お集まりいただきましてありがとうございます。部会長を務めさせていただいております名古屋大学の黒田でございます。よろしくお願いいたします。

早速でございますが、ただいまから名古屋港審議会専門部会を開会させていただきます。

本日ここに名古屋港審議会専門部会を招集させていただきましたところ、委員の皆様方におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、ご参集いただきまことにありがとうございます。

本日ご審議いただきます案件でございますが、これは毎年恒例になっております

けれども、「港湾環境整備負担金対象工事の指定について」でございます。よろしくご審議いただきまして、適切なご議決を賜りますようお願い申し上げまして、簡単でございますが、開会のあいさつとさせていただきます。

それでは、議事を進めてまいります。

初めに、管理者からごあいさつをお願いいたします。

［管理者あいさつ］

○近藤専任副管理者　　皆さん、おはようございます。副管理者の近藤でございます。

管理者にかわりまして、ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、日ごろより名古屋港に対しまして格別のご支援、ご協力を賜っておりますこと、この場をおかりいたしまして厚くお礼を申し上げます。

また、本日は、大変お足元の悪い中、早朝よりご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、平成25年度の名古屋港でございますが、総取扱貨物量２億700万トンということでございまして、前年に比べまして約２パーセントの増加という状況となっておりまして、２年連続で２億トンを超えまして、12 年連続で日本一となる見込みでございます。

また、コンテナの取扱個数につきましても、総数で 271 万 TEU ということでございます。これも前年に比べまして同様に２パーセントの増加という見込みとなってございまして、昨年に続きまして全国では第３位という状況となる見込みでございます。

景気につきましては、このような伸びが示しますように、企業収益や雇用情勢の改善、また個人消費の持ち直しによりまして穏やかに回復しつつあるのかなと思いますが、やはり依然として下振れが懸念されている状況もあるということでございます。

こうした中、名古屋港といたしましては、我が国の経済や産業の成長を牽引いたします国際産業ハブ港の実現を目指しまして、民の視点を取り込んだ港湾運営の効率化に取り組むなど、さらなる国際競争力の強化に取り組んでいるところでございます。

また、防災対策につきましても、防災施設などのハード整備に加えまして、避難対策などのソフト対策にも関係の方々としっかりと取り組みまして、防災機能の充

実強化を進めてまいりたいと考えてございます。

またさらに、人々に親しまれる港づくりといった面につきましても十分に意を注ぎまして、積極的に推進してまいりたいと考えてございますので、委員の皆様方には、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

さて、先ほど部会長さんからもお話がありましたように、本日諮問をさせていただきます議案といたしましては、「港湾環境整備負担金対象工事の指定について」でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

ありがとうございます。

○黒田部会長　　ありがとうございました。

［委員出席状況報告］

○黒田部会長　　それでは、審議に入ります前に、事務局から本日の出席状況についてご報告をお願いします。

○事務局・柴垣調整担当課長　　それでは、ご報告させていただきます。

委員総数 13 名のうち、本日ご出席いただいております委員が 12 名、委任状をいただいております委員は 1 名でございます。合計 13 名の委員がご出席と相なります。

したがいまして、名古屋港審議会条例に定めております委員総数の過半数を満たしております。

以上、ご報告申し上げます。

○黒田部会長　　ありがとうございます。

ただいまの報告のとおりでございますので、この会は成立しているということでございます。

［会議録署名者の指名について］

○黒田部会長　　続きまして、本日の会議録の署名をお二人の方にお願いしなければいけないんですが、今回につきましては田宮委員と白石委員のお二人を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

［審議］

○黒田部会長　　それでは、審議に入りたいと思います。

「港湾環境整備負担金対象工事の指定について」、事務局からご説明をお願いいた

します。

○中山港営部長　　港営部長の中山でございます。よろしくお願いいたします。

私から、港湾環境整備負担金対象工事の指定についてご説明いたします。

お手元には白い冊子の「港湾環境整備負担金対象工事の指定について（案)」、A4の縦長でございますが、ご用意させていただいております。このご紹介につきましては後ほどさせていただくことといたしまして、お手元にもう１冊、カラー刷りのコピーでございますけれども、「港湾環境整備負担金対象工事の指定について（説明資料)」に、本負担金制度の概要なども含め取りまとめてございますので、これに基づいてご説明させていただきたいと存じます。また、本説明資料と同じ内容を前面のスクリーンにも映し出しておりますので、ご参照いただければと存じます。

それでは、ご説明させていただきます。

初めに、港湾環境整備負担金制度の概要についてご説明させていただきます。

まず、制度の趣旨です。

港湾は、流通や生産の場として多様な活動が行われ、重要な役割を果たしているところですが、他の地域と比較して事業活動の集積が著しく、その結果環境問題が発生しやすい状況にあり、港湾の環境保全が特に必要な状況にございます。

港湾の環境整備・保全のために港湾管理者が行う事業は、主として港湾において行われる事業活動に関連があり、その効果は港湾で事業活動を営んでいる事業者にも及ぶことになります。

そのため、港湾で事業活動を営む事業者にも港湾の環境整備・保全のために要する費用の一部の負担を求めることは、社会的衡平の観点から見て、費用負担の適正化が図られるとの趣旨から、港湾法に本制度が設けられたものでございます。

港湾環境整備負担金の対象となる工事は、港湾管理者が施行する３種類の工事がございます。まず、緑地などの港湾環境整備施設の建設または改良の工事、除草などの港湾環境整備施設の維持の工事、そして港湾における漂流物の除去などの工事です。このうち、管理者が指定し告示したものが負担金の対象工事となります。

負担対象となる事業者は、負担対象工事の完了した日、毎年３月 31 日でございますが、負担区域内にある工場または事業場の水面を含む敷地の面積の合計が１万平方メートル以上の事業者の方々が対象となります。なお、負担対象事業者は、工場、事業場の土地所有者ではなく、現に事業を営んでいる事業者の方々となります。

負担区域は、負担対象事業者及びその負担額を決定する場合に基準となる区域を言います。負担区域は工事の種類によって区分され、建設・改良の工事及び維持工事は臨港地区、漂流物の除去などの工事は臨港地区と港湾区域を合わせたものとなっております。

負担金の計算は、負担対象工事費に負担割合を乗じた額に負担区域全体の工場・事業場敷地面積などに対する各事業場の敷地面積などの割合を乗じて算定いたします。

負担割合とは、負担対象工事に要した費用のうち事業者の方々にご負担いただく割合のことで、２分の１を基本とし、工事の種類や規模などを考慮して管理者が定めております。

負担金の額は負担対象工事の種類によって負担区域が異なるため、工事の種類ごとに算定いたしております。

負担金の徴収手続につきましては、まず、対象工事の完了後、事業場敷地面積の届け出により事業場面積の集計や負担対象工事を選定し、その後、港湾法に基づいて名古屋港審議会の意見聴取を経て、負担対象工事の指定の告示、負担対象事業者の方々への負担金額の確定通知、そして負担金の納付という流れになっております。

以上が環境整備負担金制度のご説明でございます。

それでは、本年度の負担対象工事の指定（案）についてご説明させていただきます。

まず、港湾環境整備施設の建設または改良の工事です。

当該工事は、昨年度末までに工事が改良したものについて指定するものですが、本年度は中川運河（堀止）緑地護岸整備工事及び富浜緑地休憩所便所改修工事の２件を予定させていただいております。

中川運河（堀止）緑地護岸整備工事は、中川運河の堀止地区におきまして、平成28 年度完成を目指し、都心部で港の雰囲気を味わうことができる空間として約 1.1 ヘクタールの緑地を整備するものとして施工しております。主な内容としましては、堀止東側及び南側に護岸を整備したものでございます。

次に、富浜緑地休憩所便所改修工事は、富浜緑地休憩所においてトイレ内部の改修を行ったものでございます。

これらの工事に要した費用は、中川運河（堀止）緑地護岸整備工事が３億 4,800

万円、また、富浜緑地休憩所便所改修工事が 260 万 3,000 円、合わせまして３億 5,060 万 3,000 円となってございます。

負担対象工事に要した費用のうち事業者の方々にご負担いただく負担割合は、おのおの緑地の性質を考慮いたしまして、中川運河（堀止）緑地護岸整備工事では、都市機能と連携し、一般市民の利用が多く見込まれる緑地に係る工事のため 16 分の１、富浜緑地休憩所便所改修工事では、港湾立地企業と周辺住民の受益を対象とした緑地に係る工事のため４分の１としております。負担区域は、臨港地区となってございます。

続きまして、港湾環境整備施設の維持工事です。

これは、図にございますように、名古屋港内に整備した臨港緑地や緩衝緑地において除草や清掃などを行うもので、昨年度実施したこれらの維持工事について指定するものです。

これらの維持工事に要した費用は１億 8,271 万 5,000 円で、負担割合は２分の１、負担区域は臨港地区となります。

最後に、港湾における漂流物の除去などの工事でございます。

これは、港湾区域である水域において大型漂流物の除去などを行うもので、昨年度実施した工事について指定するものです。

これら漂流物除去などのための工事に要した費用は 2,972 万 2,000 円で、負担割合は２分の１、負担区域は臨港地区及び港湾区域となります。

参考といたしまして、港湾環境整備負担金徴収予定額は、表の一番下、右から二つ目に黄色で枠組みして記載しております１億 708 万 4,000 円、そして１平方メートル当たりの負担金額は、その右の欄、３円 62 銭となるものでございます。

なお、この案につきましては、去る 10 月９日、負担していただきます事業者の代表の方々にご理解とご協力をいただくため、ご説明させていただいております。

環境整備負担金の概要内容については以上でございますが、お手元に配付しておりますもう１冊の方の「港湾環境整備負担金対象工事の指定について（案）」について簡単にご紹介させていただきます。

まず、「港湾環境整備負担金対象工事の指定について（案）」の表紙をめくっていただきますと、１ページ目に、負担対象工事の指定の趣旨を掲載しております。

港湾法及び名古屋港管理組合港湾環境整備負担金条例に基づき、平成 25 年度の負

担金の徴収対象に指定する港湾工事を定めるものでございます。

次に、２ページ目、３ページ目には、先ほど来ご説明させていただいております負担対象工事の概要などについて、一覧にまとめてございます。

最後４ページ目には、緑地整備箇所図を掲載しております。

以上をもちまして、港湾環境整備負担金対象工事の指定について、概要説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○黒田部会長　　ご説明ありがとうございました。

ただいまご説明のありました本件につきまして、ご質問またはご意見がございましたら、どなたからでも結構ですので、とうぞご発言をお願いしたいと思います。

小和田委員。

○小和田委員　　ご提案の中身については、特に私は異議ありません。若干お尋ねしたいことがありますので、申し上げます。

説明資料と書いた方の最後のページに総括表が、今回のご提案の金銭面的な総括表が載っております。要するに、一番下の総計欄で見た場合に、本件関係工事に要した総額は５億 6,000 万強ですと。その額のうち、今度は右から２番目になりますが、負担金を徴収する予定額の総額が１億 700 万強ですと。つまり、その差額の４億 5,000、6,000 万は、環境整備負担金というお金以外の財源の調達が必要になるわけです。

例えば国の補助金も入るのかもしれませんし、いろいろなものが入って、最終的に管理者のお立場としては、出血の事業なのかもしれませんし、そのこと自身は公的な側面もありますので何の異議もありませんけれども、およそどんな収入が他にあって、総額５億 6,000 万くらいのものがどんなふうに償われ、あるいは償われないのか、その辺を簡単に説明していただけますか。

○黒田部会長　　事務局からお願いいたします。負担金で徴収する以外の財源の概要について。

○錦見企画調整室長　　お答えいたします。

港湾の整備のほうですけれども、今ご発言あったとおり、国の補助金が通常２分の１入ります、残りは私ども公共団体のほうの地方の負担ということになります。維持のほうは、基本的には私どもの自主財源といいますか単独の財源ということに

なりますので、私どもの港湾施設の収入でしたり、そういうもので財源として確保して整備していく、維持していくということでございます。

○黒田部会長　　小和田委員、よろしゅうございますか。

○小和田委員　　はい、ありがとうございました。

○黒田部会長　　他に何かございましたら、ご自由にお願いいたします。

ちなみに、今回初めての方もいらっしゃるので、除去というんですかね、清掃みたいな、港湾の清掃みたいなのが意外に金額少ないんですが、これについては何か補足みたいなことをお願いできればと思いますが。

○尾﨑港営課長　　港営課長の尾﨑と申します。よろしくお願いいたします。

港内の漂流物の除去でございますが、今回、指定工事ということで記載しておりますのは、港内における大型漂流物の除去という工事と、港内の漂流物が陸に打上がって汚れているところを陸上からとったものとか、港内で自動車とかが沈潜しておったものを引き揚げたと、そういう陸側からも引き揚げたものが入っております。

今お尋ねの、他にもあるのではないかということでございますが、そのとおりでございまして、公益社団法人名古屋清港会という、本組合の外郭団体でございますが、そちらが全般的に一般漂流物の除去をやっております。

全体の漂流物の中で今回環境整備負担金で指定しているのは、本組合から委託を受けて清港会が行っております大型漂流物の除去が主なもので、それ以外の一般漂流物のごみ、塵芥等につきましては、清港会の自主事業として、本組合並びにそれぞれ港に隣接する名古屋市、そして愛知県、東海市、知多市、飛島村、弥富市からも補助金等をいただいて、別にやっているものがございます。

以上でございます。

○黒田部会長　　ありがとうございました。

というような理由が実はありまして、見かけ上は漂流物の金額がちょっと少な目に見えるんですけれども。

何か委員の方、よろしゅうございますか。

○野俣委員　　一般論としてで結構なんですけど、２分の１以内の割合でというのが施行令にあるんですけど、16 分の１、４分の１というのは、その都度例えば案件ごとに相談して決めていくものなのか、何かパターン、カテゴリーみたいなのがあってそれに当てはめるのか、どちらですか。

○中山港営部長　　基本的には、例えば市民も一緒に使うような施設などもございまして、そういう観点を加味しまして４分の１とか８分の１、実際の港湾の事業者の方々ばかりでない市民共有施設についてはそういう形になっていまして、特に今回、新しく中川運河の堀止では、多くの事業者の方々とは離れたところにございますので、16 分の１という形にさせていただきました。それはあくまでも市民の利用がどれだけあるかということを勘案してやらせていただいております。

○黒田部会長　　よろしゅうございますでしょうか。

堀止は、ご存じの方もいらっしゃると思いますが、ちょうど笹島の本当に南に隣接しているようなところで、これはあまりこの話とは関係ないですけど、今度リニアが来ますと、名古屋駅大改造みたいなことが起こると、やっぱり笹島をもうちょっと有効利用しようという話が出て、今きているんですけれども、そうすると堀止のあたりももうちょっと市民が憩えるような環境づくりみたいなことは非常に重要なテーマになっております。

何か委員の方よろしゅうございますでしょうか。よろしゅうございますか。

どうもありがとうございます。

それでは、ご意見出尽くしたようでございますので、本件につきましては管理者の諮問案を適当と認めてよろしゅうございますでしょうか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

ありがとうございました。それでは、原案のとおり答申することに決定させていただきます。

以上をもちまして、審議は終了いたしました。

会議の終了に当たりまして、管理者からごあいさつをお願いいたします。

［管理者あいさつ］

○近藤専任副管理者　　一言、お礼のごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、慎重なご審議を賜り、まことにありがとうございました。

今後とも、名古屋港に対しまして格別のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、お礼のあいさつとさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○司会者・柴垣調整担当課長　　ありがとうございました。

この後 10 時 30 分より、隣にありますコスモスにおきまして名古屋港審議会が開

催されます。しばらくお時間がございますが、引き続きご出席いただきますよう、よろしくお願いいたします。

会議録署名者	部　会　長	黒　田　達　朗
	委　　員	田　宮　正　道
	委　　員	白　石　好　孝